

- (0) 国会法改正、国民投票法制定(2007年5月)
- (1) 各党個別による、憲法改正項目の検討 ←現在は、ここ。
(合意形成可能性の模索)
- (2) 各党合同による、憲法改正項目の協議 : 多人多脚走のスタートライン
(合意)
- (3) 憲法改正原案の起草 : 衆議院法制局が担当
- (4) 各党における、了承手続き : 修正点があれば、(2)に戻る
- (5) 憲法改正原案を共同提出 : 内容関連事項ごとに区分
100名以上の賛成者が必要
- (6) 衆議院本会議における趣旨説明、質疑 : 一日のみ、3時間程度?
- (7) 衆議院憲法審査会(50名)における審査 : 複数の会期を跨ぐことを想定。
・提出者、政府、参考人に対する質疑
・公聴会(地方、中央) 衆議院の解散 → 「廃案」になる!
・締めくくり質疑、討論
- (8) 衆議院憲法審査会における採決 : 出席議員の過半数
(附帯決議)
- (9) 衆議院本会議における審議 : 一日のみ、3時間程度?
・憲法審査会長による審査報告
・各会派による討論
- (10) 衆議院本会議における採決 : 総議員の3分の2以上(310名)
欠席、棄権は「反対」と同じ意味
- (11) 参議院本会議における趣旨説明、質疑 : 一日のみ、2時間程度?
- (12) 参議院憲法審査会(45名)における審査 : 複数の会期を跨ぐことを想定
・提出者、政府、参考人に対する質疑
・公聴会(地方、中央)
・締めくくり質疑、討論
- (13) 参議院憲法審査会における採決 : 出席議員の過半数
(附帯決議)
- (14) 参議院本会議における審議 : 一日のみ、2時間程度?
・憲法審査会長による審査報告
・各会派による討論
- (15) 参議院本会議における採決 : 総議員の3分の2以上(162名)
欠席、棄権は「反対」と同じ意味
- (16) 憲法改正の発議 : 同時に、国民への「提案」とみなされる
- (17) 国民投票の期日の議決 : 発議と同じ日を想定
- (18) 憲法改正案の公示、国民投票期日の告示 : 発議当日の官報掲載(特別号外)を想定
- (19) 国民投票運動
①国民(個人、企業その他の団体)は原則自由に、国民投票運動(憲法改正案に対し、賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為)を行うことができる。公示前の運動も可能。
②国民投票運動のための費用支出に、制限はない。
③未成年者による国民投票運動も認められる。
④国民投票運動期間中に選挙運動期間が重なる場合であっても、政党、政治団体は選挙運動とは別に、国民投票運動を行うことができる。
(国民投票運動の例)
・ウェブサイト、SNS、メールの活用
・動画投稿サイトへの投稿
・勧誘チラシの作製、配布
・ポスター、看板の作製
・投票勧誘グッズの作製、販売
・街宣車等を利用した遊説
・戸別訪問
・広告(新聞、インターネット、ラッピング等)の掲載
・広告の放送(賛成投票、反対投票の**勧誘CM**)※ただし、投票日15日前まで
・集会の主催
(放送メディア規制)
⑤放送事業者は、国民投票に関する放送について、放送法4条1項が定める趣旨(政治的公平の確保など)に留意しなければならない。
(禁止される国民投票運動)
⑥勧誘CM(前記)は、投票日14日前から禁止される。
⑦公務員、教育者は、その地位を利用した国民投票運動が禁止される。
⑧国民投票犯罪(組織的多数人買収など)には、罰則がある。
- (20) 国民投票の期日 : 期日前投票、不在者投票も可能
- (21) 憲法改正の成立 : 投票総数の過半数
30日以内
- (22) 憲法改正の公布、施行 : 「公布」は、天皇の国事行為

国民投票広報協議会@国会

①発議後、国会に国民投票広報協議会が設置される。
②協議員は、衆議院議員10名、参院議員10名の、計20名。
↓
(協議会の事務の内容)
・国民投票広報の原稿の作成
・憲法改正案広報放送(テレビ、ラジオ)に関する事務
・憲法改正案広報広告(新聞)に関する事務
・公式ウェブサイトの運営
↓
③憲法改正案に対する「賛成意見」と「反対意見」は平等に扱われる。
・放送では、同等の時間配分
・公報、新聞では、同等の紙面配分
↓
④国民投票公報は、投票日の10日前までに、すべての有権者世帯に配布される。
(運用上の課題)
⑤憲法改正案広報放送の放送時間の尺、回数等は**未定**。
⑥憲法改正案広報広告の頁面積、回数等は**未定**。